第5回盛土等防災対策検討会 議事概要

日時: 令和5年3月29日(水) 13:30~15:30

場所: 国土交通省 中央合同庁舎第3号館 6階 都市局局議室

オンライン Teams 会議室

1. 開 会

2. 議事

- (1)前回の議事について
 - ・事務局より「資料2-1:第4回 盛土等防災対策検討会 議事概要」について説明。
- (2) 不法・危険盛土等への対処方策について
 - ・不法盛土等への対処方策検討ワーキンググループの委員長をされている大橋委員よりご報告。
 - ・本ワーキンググループでは、地方公共団体で執行経験が不足する点に留意して、躊躇なき法律執行ができるよう、個別事例を想定して、具体的対応方法について考え方も併せて詳細に示すことを目標としてきた。
 - ・ガイドラインのとりまとめに際して、自治体職員が理解しやすいよう、フローチャートや図表、写真等を多用した他、参考となる自治体の具体的な取組の紹介、行政処分のひな形およびその記載案の明示、想定される規制を逃れるような行為に対して実効的な対応策を用意する等の様々な工夫をこらしている。
 - 内容面では、以下の4点に配慮して議論を進めてきた。
 - ①行政処分や刑事罰の適用に際して、事実認定のための情報収集方法を詳細に説明。
 - ②緊急性の高い盛土に対する一時的に被害を回避する初期対応が実務上重要となる。法律では位置づけられていないことから、「緊急対応」として1つの章で説明。
 - ③不法・危険盛土等の行政対応では、人命にかかわる緊急的な事案が多いと予想されることから、 迅速な処分を行うため、法律上可能な手続の省略を法的根拠とともに説明。
 - ④盛土規制法の運用にあたっては、森林等の関連部局のほか、警察、地元市町村、民間組織等との 連携が不可欠であり、連携方法を具体的に記載した章を設けて説明。
 - ・事務局より「資料 2-2-1:不法・危険盛土等への対処方策」について説明後、以下のとおり質疑応答。
- 〇許可対象の盛土等は監督処分、許可対象外の盛土等は改善命令の対象とのことだが、命令違反の罰 則は改善命令にも対応するのか。
- ⇒許可対象外の盛土等の場合は、危険性がある場合に改善命令を行うことができる。改善命令の対象 となる盛土自体に違反はないが、改善命令に違反した場合には本法の命令違反の罪に該当する。
- 〇監督処分には、法第 20 条第 3 項に土地使用制限・禁止命令があるが、盛土上で行っている発電事業行為自体も制限することは可能か。
- ⇒無許可等の監督処分の対象となる盛土等がされている場合、土地の使用を制限する命令を行うこと は可能であり、その盛土上で行っている事業自体に関しても停止はあり得る。ただし、行政処分を 行う場合には、太陽光発電担当部局と連携して適切に対応することとなる。

(3)技術的基準の運用について

- ・事務局より「資料 2-3:盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方(案)」について説明後、以下のとおり質疑応答。
- 〇渓流等の考え方について、渓流等が示す範囲として挙げられる全幅 50m とは最低限の範囲という理解でよいか。範囲を拡大する際の具体的な判断方法は盛土等防災マニュアルに記載されるのか。
- ⇒全幅 50m とは最低限の範囲である。盛土等防災マニュアルには、渓流等の範囲の判断方法の具体的な考え方は記載していないため、今後検討する。
- 〇盛土施工中の地下水観測について、特に優先すべき観測箇所は盛土等防災マニュアル等に記載されるのか。
- ⇒具体的な観測箇所は盛土等防災マニュアルに記載していないため、今後検討する。
- ○第一種建設発生土等の記載方法は、漢数字ではなく、算用数字による記載とするべきではないか。⇒事務局で確認のうえ、適切な記載とする。
- 〇許可、届出、定期報告等の様式は各自治体で定めるのか。
- ⇒許可申請等に当たっての統一の様式は省令で定める。一方、中間検査の追加項目の様式等、省令で 様式を示さず各自治体において作成するものもある。
- 〇排水施設の降雨強度についての総合的な判断について、太陽光発電施設に関する林地開発許可基準 との関連について示してもらいたい。
- ⇒降雨強度の考え方は、林地開発許可基準との関連について記載を検討する。
- 〇盛土等防災マニュアルに洪水調整池等の取り扱いに関する記載はあるのか。
- ⇒「XII 治水・排水対策」の中に調整池等に関する記載が含まれるが、今回の改正の対象ではないため、説明を割愛している。
- 〇中間検査等の項目の取り扱いについて、自治体が条例で規定して実施することが望ましいという記載の場合、実施の有無が任意と受け取られないか。
- ⇒中間検査等の記載の表現について、ご指摘を踏まえ慎重に検討する。
- ○液状化の検討は基礎地盤を対象とすることが示されているが、これは締固めを実施することで盛土 自体は液状化が生じ難いためという認識でよいか。
- ⇒ご指摘のとおりである。なお、盛土体の液状化が懸念される場合は、盛土材料の変更等、液状化を 生じさせない設計とすることが望ましいことを記載している。
- 〇液状化検討における設計外力については、盛土等防災マニュアルに記載はあるか。
- ⇒具体的な液状化検討は盛土等防災マニュアルに記載していないため、今後検討する。

(4) 既存盛土調査の運用について

- 事務局より「資料2-4:盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説(中間案)」について説明後、以下のとおり質疑応答。
- ○不法・危険盛土等への対処方策ガイドラインと関連するところが多いため、両者の関連部分は詰めていただきたい。また、不法・危険盛土等への対処方策ガイドラインとの言葉の使い方が合っていないところがある。異なる表現とする場合は強調して表現するなど対応していただきたい。
- ⇒不法・危険盛土等への対処方策ガイドラインとの対応関係はできる限り調整する。

(5) 省令等について

事務局より「資料2-5:省令について」、「資料2-6-1:基本方針(案)について」について説明。

(6) 今後のスケジュールについて

・事務局より「資料2-7:盛土等防災対策検討会 開催予定」について説明。

3. 閉 会

以上